

# 高齢者を対象とした带状疱疹の予防接種費用を助成



県広域協力医療機関

市は70歳代で発症する人が多い带状疱疹<sup>ほうしん</sup>の予防や発症後の重症化、後遺症を防ぐことを目的に、下表のとおり带状疱疹予防接種にかかる費用の一部を助成します。

## 7年度の助成対象者

(1) 7年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳になる人、100歳以上の人

7年度の助成対象とならない人であって、7年度中に66歳以上の年齢になる人は、上記の年齢に達した年度に助成します。※100歳以上の人は、7年度のみ対象になります。

(2) 60から64歳の人で、ヒト免疫不全ウイルスにより重度の免疫低下をきたしている人

## 予診票

(1)の助成対象者 5月下旬を目途に、市から予診票を送付します。予診票が届く前に接種を希望する場合は、健康こども課窓口で申請してください。

(2)の助成対象者 健康こども課窓口で申請し、予

診票の交付を受けてください。

**接種期限** 8年3月31日

**接種方法** あらかじめ医療機関に予約した上で、予診票を持参し接種してください。接種が可能な市内の医療機関は、予診票に同封する文書でお知らせします。

なお、接種は県広域的予防接種協力医療機関に登録している医療機関でも可能です。

**注意事項** 入院中の人や施設に入所している人、県外の医療機関での接種を希望する人は、事前に健康こども課健康推進係に相談してください。

## 表 助成回数・助成額

ワクチン種類	助成回数	助成額
生ワクチン(阪大微研)	1回	4,000円
組換えワクチン(GSK社)	2回	1回あたり11,000円

※助成額を超えた分は自己負担

## 市福祉タクシー券を交付しています



詳細はこちら

市は、重度の障がいがある在宅者に対し、タクシー料金の一部を助成しています。

**対象者** 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを持っている人 ※自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外です。

**助成内容** 1枚600円のタクシー券を申請月から年度末までの1カ月につき2枚、最大24枚交付

## 利用できるタクシー会社

- ▶ 安代観光タクシー
- ▶ 平舘タクシー
- ▶ 西根観光タクシー
- ▶ 福祉タクシーこまどり
- ▶ こがわタクシー
- ▶ ニナリタクシー



**申請窓口** 地域福祉課または西根・安代各総合支所、田山支所 ※当該手帳を持参してください。

## 有料道路通行料金の割引制度があります



詳細はこちら

障がいがある人が運転または同乗する自動車でも有料道路を利用する場合に、通行料金の5割を割り引く制度があります。割引を受けるためには事前に登録申請が必要です。 ※オンライン申請も可能です。

**割引対象** ①身体障害者手帳第1種を持っている人が運転または同乗するとき ②身体障害者手帳第2種を持っている人が運転するとき ③療育手帳A判定を持っている人が同乗するとき

**登録に必要な書類** ①当該手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③運転免許証(本人が運転する場合のみ)

## ETCを利用する場合は次の書類を追加

④本人名義のETCカード ⑤登録車両に装着されたETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書など)

**申請窓口** 市福祉タクシー券交付申請窓口と同じ